

令和4年1月11日  
国際連携推進機構・国際交流課

## 2022年4月から7月までの学生派遣に関する方針

### 方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本機構では「静岡大学海外渡航の危機管理マニュアル」に従い、外務省の感染症危険情報レベル3以上の国・地域へは派遣中止、レベル2の国・地域へは個別に派遣の可否を検討することとしています。

令和3年6月15日付文部科学省通知「日本人学生の海外留学について（周知）」により、大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9か月以上）の海外留学プログラムについて、条件を満たせば感染症危険レベル2、3であっても令和3年8月から派遣可能という方針が出されたことを受け、本学として所定の条件を満たす場合には派遣可能とする方針を決定しているところです。2022年4月から7月までの方針については、引き続き下記条件を満たす場合に派遣可としますが、今後文部科学省の方針変更があった場合は適宜見直しを行うとともに、実際の渡航が9か月未満の短期留学や個人的な海外旅行は引き続き認めないことといたします。

### <派遣可能となる条件>

- ① 大学間交流協定等に基づく留学又はトビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム奨学生受給による留学かつ実際の派遣期間が9か月以上であること。
- ② 派遣先が対面授業を実施していること（一部でも対面授業を行っていれば可）。
- ③ 渡航前にワクチン接種（2回）を完了することが望ましい。ワクチン接種の有無について国際交流課へ報告すること。
- ④ 派遣先へのアプリケーションが受理され、入学が許可されること。
- ⑤ 滞在許可（留学ビザ）取得、フライト手配の上、派遣先への渡航が学期開始までに間に合うこと。
- ⑥ 住居の確保ができること。

\*上記条件を満たしても派遣前に感染状況が著しく悪化した場合は派遣中止もありえる。

### (参考：派遣にあたり確認すべき事項)

国際連携推進機構及び国際交流課は、次の事項について確認し、派遣学生へ情報提供を行い渡航前ガイダンス等により指導を行います。

- ・渡航先の感染状況→対面授業の実施状況及び変異株の状況を確認する。
- ・渡航先の感染防止策→派遣先大学に確認する。
- ・感染した場合の現地の医療体制の確認→OSSMA Plus（危機管理サービス）へ加入すると

ともに派遣先大学に確認する。

- ・出国及び帰国時の防疫措置の把握→渡航前ガイダンスで指導するとともに、留学中は大学から情報提供を行う。
- ・帰国ルートの確保→渡航前ガイダンスで指導するとともに、帰国時期を学生から報告させ、それに応じた安全な帰国ルートで帰国させる。
- ・保険加入の徹底→OSSMA Plus に付帯する海外旅行保険への加入を推奨する

その他、派遣学生の既往症の有無、派遣先への渡航ルート（経由地含む）を確認し、誓約書（保護者の同意書含む）を提出させることとする。

**(参考：今後の予定)**

2022年8月～12月の派遣：2022年5月の国際交流委員会で審議

2023年1月～3月の派遣：2022年8月の国際交流委員会で審議